

どりいむ倶楽部



Vol. 11

平成 29 年
4月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。

でもでも事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。

「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

世の中に絶えて桜のなかりせば

～ お花見協奏曲 ～

法人代表・弁護士 松江 仁美
弁護士・空手家・コメンテーターと、
マルチに活躍する松江仁美弁護士
が、「今」伝えたいことは……。



毎年毎年、花見の季節になると、心が騒ぎます。今年の花見はいつにしようか、どこでしようか、どうしようか、と、桜のつぼみを見ながら、あれこれ悩むことの繰り返しです。何時開花するのか毎日気になり、咲いたら咲いたで、なぜか必ず雨が降るので、「花に嵐のたえもあるぞ、さよならだけが人生さ」などと言いながら、ため息をつき……。結局、桜の季節は、よき花見をせねば、というプレッシャーとの闘いで過ぎていってしまうのです。

以前、気象庁の桜の開花情報を担当している職員が退職したときに、感想を聞いたところ、「来年からやっと安心して花見ができます」と嬉しそうに言っていたのを聞いたことがあります。開花宣言の時期は「まだかまだか」と迫られ、プレッシャーに絶えられず、胃に穴があきそうになるんだそうです。

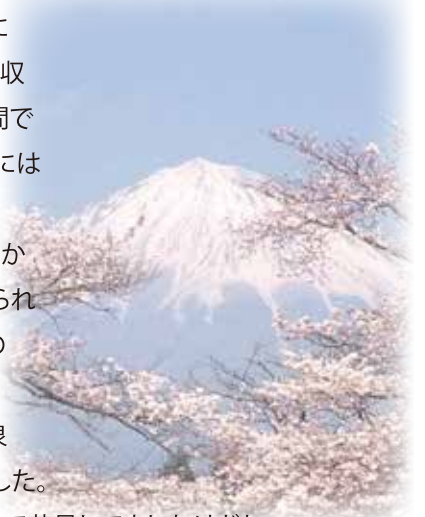
ところで、表題の「世の中に絶えて桜のなかりせば」という句はこれに、「春の心はのどけからまし」と続いていきます（在原業平 古今和歌集より）。世の中に桜なんかなかったら、どんなに春はのんびりと過ごせるだろう、という意味です。千年の昔から、日本人がやっていることは本当に進歩がありません。当事務所も、毎年「お花見隊長」が選任され、桜の咲き加減を見ながら、日程の設定、花見のルートから宴会の用意まで、全てを担わされています。昨年は靖国神社で夜桜を觀賞し、神楽坂の飲み屋で花見酒というコースでした。

さぞかし「世の中に絶えて桜のなかりせば、……」という気分だったと思います。お疲れ様でした。

さて、我が家ですが、3年ほど前まで、文京区の有名な桜並木に面したマンションに住んでおりました。毎年桜の時期になるとそれはそれは見事な景色で、当然、花見の計画と実行で、相当な時間とエネルギーを裂かれました。お昼にまず1団体、午後もう1団体、さらに夜はネバーエンディングで宴会、そのために、朝から場所取り、前日からモツの煮込みを大鍋で用意し、当日朝はフォカッチャ（イタリアのパン、ワインのつまみにぴったり）を焼き、日が沈んで来ると、ライトと暖房を用意し、それでも寒さに耐えられなくなると、撤収して、以降は自宅の居間で宴会続行。桜が散る頃にはへろへろでした。

こんな花見騒動を何年か繰り返して、ついに耐えられなくなり、家族皆で桜の季節に「留守にします」と宣言して、紀州の温泉に逃げたことがありました。

ただ、結局、行った先で花見してましたけどね。



理聖の部屋

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです！

「これって、法律的にどうなの？」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバツと解説。それが、“理聖の部屋”です。

「淫行条例とは？各種関連法規と併せてみる規制の仕組み」

新年早々狩野英孝さんが17歳の女子高生との淫行疑惑でワイドショーを賑わせました。昨年の頭も二股騒動を起こしていたので年始の風物詩のようになりつつあります。昨年の騒動は独身男性の二股ですので、倫理上はさておき法的にとやかく言われるものではありませんでしたが、今回の騒動は法律家の守備範囲に入ってきたので解説してみようと思います。

淫行条例ってどんな決まり？

淫行条例は、各地方自治体の定める青少年保護育成条例の中にある、青少年（既婚者を除く18歳未満の男女）との「淫行」などを規制する条文の通称です。

漠然と未成年者淫行などと言われる場面がありますが、18歳以上であれば未成年者が相手であっても同条例に違反することはありません。

愛があっても、ダメなものはダメ？

ところで、民法731条によると、16歳以上の女性は結婚できるようになっています。昨年離婚しましたが、歌手の高橋ジョージさんは当時16歳になったばかりの三船美佳さんと結婚していますね。これは条例違反にあたらないのでしょうか、逆に言えば、どのような関係ならば条例違反にあたるのでしょうか。この点、最高裁は「淫行とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきでなく(中略)青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っていると

しか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である」と判示し、例えば真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象とすることが不適当と思われるものは除外して考えるべきとしています。したがって、実際に婚姻した高橋さんのようなケースはこれにあたらないんですね。それでは、逆に真摯な交際関係にあれば相手が何歳でも全く問題ないのかというと、刑法では13歳未満の女子を姦淫した者は暴行脅迫を用いなかった場合においても強姦罪にあたるとしています。この場合には仮に相手方の同意や承諾があったとしても、判断能力の未熟な青少年を法的に保護すべきという見地から許されないとされています。

その他条例違反の成否に関しては、相手を18歳以上だと誤信していた場合にも条例違反になるのかというような論点もあります。字数の都合上詳細割愛しますが、結論を言うとなりません。

ざっくりと未成年者淫行と言われるこの問題ですが、違法かどうかを考えるにあたっては色々考慮すべき点があるわけですね。今後この種の案件がニュースになった際にはこのあたり意識してみると面白いのかもかもしれません。

弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。
その多角的思考を法解釈に活かしている。



だいすけ 大輔の“ここ”が大好き！



弁護士
氏家 大輔

自他共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

3月は、決算や送別会、学校の卒業式等と、いろいろな行事がありますが、3月に最初に来る行事と言え、3月3日のひな祭りです。しかし、このひな祭り、日本の代表的なお祭りなのに祝日ではありません。同じような日で5月5日の「子どもの日」は祝日なのに、奇妙な感じですね。元々は3月3日も5月5日も江戸時代には祝日だったのですが、明治時代に一度廃止され、戦後に5月5日だけが「全国的に過ごしやすい気候になる」という理由で再び祝日になったそうです。

今の日本はますます温暖になりつつあるので、同じ理由で3月3日も再び祝日になるかもしれませんが、3月4月は季節の変わり目でまだまだ寒い日もあります。皆様、体調に気を付けてお過ごしくださいね。

ニュージーランド旅行記



顧問弁護士

松江 頼篤

当事務所きってのベテラン
弁護士。しかし、音楽や山歩き
が大好きで少年の心は忘れず。

先日、長女が語学留学をしている先であるニュージーランドに弾丸トラベル(現地で3泊)に行ってきました。短期間でしたが、なかなか充実した旅行でした。というのも現地に妻の友人でもう20年以上日本人の旅行客相手に宿を営んでいる方がおられ、その方にスケジュールを組んで貰ったからです。とにかく自然が素晴らしい。写真はプカキ湖という美しい湖で奥に小さく写っている雪山がマウントクックという、ニュージーランドで最高峰の山です。クライストチャーチを基点にバスでクィーンズタウンというところに向かい、その途中にあるのがテカポ湖や、写真

のプカキ湖です。クィーンズタウンという美しい町に一泊し、翌日は長女のホームステイ先の家にも御礼の挨拶に行ってきました。是非再度訪問したく、今度はもう少しゆったりとした日程で、トレッキングなどしてみたいと思っております。



涼子の良好キッチン



春はお祝い事や歓送迎会などの集まりが多く、楽しい季節ですね!今回は、皆さんでわいわいいただけるちらし寿司のご紹介です。

まず、固めに炊いたご飯に寿司酢(酢、砂糖、塩)を混ぜ、戻し汁、砂糖、みりん、醤油で煮たしいたげとかんぴょうを刻んだものを混ぜます。そこに、錦糸卵、ゆでて甘酢(砂糖、塩、酢、水)につけておいたれんこん、鯛、えび、煮穴子をのせ、三つ葉、菜の花、白ごまを飾ります。うど、スナップエンドウ、ふき、たけのこなど、春野菜をのせても彩りよくなりますね♪

また、ちらし寿司をいなり(油揚げを醤油、砂糖、みりん、だし汁で煮ます。一晩つけると味がしみこみます。)につめていなり寿司すると、お花見やピクニックのお供にピッタリです☆

楽しくても、お酒の飲みすぎにはご注意くださいね!



春らしい、色とりどりのちらし寿司♪



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して9年目の三好弁護士が、みなさんにおすすめしたいとおきの一品をご紹介します!

Pick up News

淡路町ドリーム公式ブログ、毎週金曜絶賛更新中!

「事務所の雰囲気や弁護士の意外な一面がよくわかる!」と、毎号大変ご高評いただいておりますこのどりいむ倶楽部ですが、淡路町ドリームの隠された(?)魅力、まだまだみなさんにお見せしたい!!ということで、アメンバーブログにて毎週金曜公式ブログ更新中です!

ぜひぜひこちらもお覧ください♪

<http://ameblo.jp/awajichodream/>

